

徳島県奨学のための給付金支給要綱

(通則)

第1条 徳島県奨学のための給付金（以下「給付金」という。）については、予算の範囲内で支給するものとし、その支給については、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（通知）（令和8年6月11日8文科初第748号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 本給付金は、高等学校等に在学する全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等がいる低中所得世帯を対象に給付金を支給し、授業料以外の教育に必要な経費を支援することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（同条第3号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）
- (2) 高校生等（新制度） 原則として法第3条に規定する就学支援金（新制度）の支給を受ける資格を有する者（法第5条第1項に規定する支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。）、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定。以下「学び直し交付要綱」という。）第3条に規定する補助対象となる者又はその他知事が別に認める者。ただし、家計が急変した世帯に属する者に限り、第4条1項第3号アの（イ）から（エ）の世帯に該当しない者を含めるものとする。
- (3) 高校生等（旧制度） 原則として高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号。以下「令和8年改正法」という。）附則第2条第2項に規定する経過措置の対象者、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正す

る省令（令和８年文部科学省令第１８号）附則第２項に規定する経過措置の対象者、令和８年改正法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第３条に規定する者（前述の対象者、法第３条に規定する者及び出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の４の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第３条に規定する者又は知事が別に認める者。ただし、家計が急変した世帯に属する者に限り、第４条１項第３号イの（イ）の世帯に該当しない者を含めるものとする。

(4) 保護者等 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者その他の高校生等の就学に要する経費を負担すべき者であり次のとおりとする。

① 高校生等に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、以下のⅰからⅳを除く。）がいる場合は当該保護者とする。

ⅰ）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の２第１項、第３３条の８第２項又は第４７条第２項の規定により親権を行う児童相談所長

ⅱ）児童福祉法第４７条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

ⅲ）民法（明治２９年法律第８９号）第８５７条の２第２項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

ⅳ）ⅰ～ⅲに掲げる者のほか、生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者

② 高校生等に保護者がいない場合、当該高校生等（当該高校生等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）とする。

(5) 基準日 原則として給付金の支給を受けようとする年度の認定基準日である７月１日（第５条第２項の場合において、災害等が発生した日が７月２日以降の場合にあつては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の１日の場合は、申請のあった月）の１日）。ただし、ア又はイに掲げる者にあつては、それぞれ当該ア又はイに定める日

ア 給付金の支給を受けようとする年度の７月以降に入学することが定められている高校生等については、入学した年度に限り、当該入学日

イ ７月２日以降に家計が急変した世帯に属する者については、原則として当該申請のあった月の翌月の１日（申請のあった日が月の初日である場合は当該申請のあった日）。ただし、知事が別に定める日まで申請のあった場合は、家計急変の発生した月の翌月の１日（家計急変の発生した日が月の初日である場合は当該家計急変の発生した日）

（給付金の支給対象者）

第４条 給付金の支給対象者は、基準日において、次に掲げる要件の全てを備える

者とする。

- (1) 高等学校等に在学する高校生等の保護者等であること。
- (2) 徳島県内に住所を有している保護者等であること。
- (3) 次に掲げる世帯のいずれかに属していること。

ア 高校生等（新制度）の補助対象世帯

- (ア) 給付金の支給を受けようとする年度の基準日において、生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている世帯
- (イ) 保護者等全員の基準日を含む年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（（ア）の世帯を除く。）
- (ウ) 保護者等全員の基準日を含む年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が105,500円未満である世帯（（ア）及び（イ）の世帯を除く。）
- (エ) 保護者等全員の基準日を含む年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満である世帯（（ア）、（イ）及び（ウ）の世帯を除く。）
- (オ) 家計急変による経済的理由から、別に定める基準を下回り、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満である世帯に相当すると認められる世帯（（ア）及び（イ）の世帯を除く。）

イ 高校生等（旧制度）の補助対象世帯

- (ア) 給付金の支給を受けようとする年度の基準日において、生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている世帯
- (イ) 保護者等全員の基準日を含む年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（（ア）の世帯を除く。）
- (ウ) 家計急変による経済的理由から、別に定める基準を下回り、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が非課税である世帯に相当すると認められる世帯（（ア）及び（イ）の世帯を除く。）

- 2 前項各号の規定にかかわらず、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合は、対象外とする。

（給付金の額等）

第5条 給付金は、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、一人の高校生等につき年1回支給し、その額は別紙に定めるとおりとする。

- 2 第4条第1項第3号アの（イ）から（オ）又はイの（イ）若しくは（ウ）に掲げる世帯であり、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場

合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、別紙（世帯区分2から4）の金額に次の金額を加算することができる。

世帯区分	国公立	私立
住民税非課税世帯	64,800 円	81,000 円
住民税 105,500 円未満の世帯	21,600 円	27,000 円
住民税 182,500 円未満の世帯	16,200 円	20,250 円

3 第1項の規定にかかわらず、前条第1項第3号アの（オ）又はイの（ウ）に掲げる世帯に属する者に対する給付金の額については、申請時における最新の家計の状況を確認の上、次のとおりとする。

- (1) 7月1日までに家計が急変し、知事が別に定める日までに申請のあった場合は、別紙に定めるとおりとする。
- (2) 7月2日以降に家計が急変し、申請のあった場合は、原則として別紙に定める額について当該申請のあった月の翌月以降の月数（申請のあった日が月の初日である場合は当該申請のあった月以降の月数）に応じて算定したものとする。

4 給付金の支給回数は、通算3回（定時制又は通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）を受けている高校生等は、この回数に加えて1回（定時制又は通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）支給を受けることができる。

（給付金の支給申請）

第6条 保護者等が給付金の支給を受けようとする場合は、知事が別に定める日までに、徳島県奨学のための給付金受給申請書（様式第1―1号及び1―2号）を提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象となる高校生等の在学する高等学校等の長が発行する在学証明書（様式第2―1号、2―2号又は2―3号）。ただし、各高等学校等が規定する在学証明書（以下「在学証明書（任意様式）」という。）により基準日時点における在学状況が確認できる場合は、在学証明書（任意様式）の提出を認めるものとする。
- (2) 対象となる高校生等の国籍・在留資格・在留期間を確認する書類
就学支援金等支給決定通知書（写）、住民票（原本）、特別永住者証明書（写）又は在留カード（写）等
- (3) 第4条第1項第3号に規定する世帯に属することを証明する書類

ア 第4条第1項第3号アの（ア）又はイの（ア）に掲げる世帯

基準日における「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給を証明する生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第3号）。ただし、従来の「生活保護受給証明書」により生業扶助の措置状況が確認できる場合は、「生活保護受給証明書」の提出を認めるものとする。

イ 第4条第1項第3号アの（イ）から（エ）はイの（イ）に掲げる世帯

基準日における保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（個人番号カード(写)等貼付台紙（様式第4号）、課税証明書等）

ウ 第4条第1項第3号アの（オ）又はイの（ウ）に掲げる世帯

家計急変の届出（様式第1号（別紙））、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（住民票の除票、診断書、離職票、開廃業等届出書、罹災証明書等）、家計急変前の収入を証明する書類（個人番号カード(写)等貼付台紙（様式第4号）、課税証明書等）、家計急変後の収入を証明する書類（直近の給与明細書、税理士等の作成した証明書类等）

(4) 第5条第2項の規定に該当する場合は次に掲げる書類

被災したことを証明する書類（罹災証明書等）、再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（様式第9号）

(5) 振込口座届（様式第10号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前項各号に掲げる書類に記載された内容では世帯の区分を確認できない場合又はその記載内容に疑義がある場合は、事実確認に応じなければならない。

4 第1項及び第2項各号に規定する申請書等の提出は、対象となる高校生等が在学する高等学校等を経由しなければならない。ただし、当該高等学校等が県外に所在する場合は、この限りでない。

5 高等学校等就学支援金の申請と重複する書類（特定個人情報を含むものを除く。）や認定結果を用いることで、提出する書類を省略することができる。

（給付金の支給決定）

第7条 知事は、保護者等から前条の規定による申請書等の提出があったときは、給付金の支給の要件について審査を行った上で、支給又は不支給を決定し、その結果を保護者等に対し書面（様式第6号又は様式第7号）により通知するものとする。

2 前項における書類の審査等において、基準日に休学している高校生等については、原則として給付対象としない。ただし、基準日に休学している高校生等の保護者等から申請書等の提出があった場合は、給付金の支給を受けようとする年度

の１２月末までに当該高校生等の復学の有無を確認した上で、支給又は不支給を決定するものとする。

（給付金の支給方法）

第８条 知事は、前条の規定により給付金の支給を決定したときは、知事が別に定める時期に保護者等が指定する保護者等名義の預金口座に振り込む方法により給付金の年額を一括で支給するものとする。

（給付金の代理受領）

第９条 前条の規定にかかわらず、知事は、保護者等が負担する学校徴収金等に充てるために、保護者等から給付金の受領を高校生等が在学する高等学校等の長（以下「学校長」という。）又は学校長が指名する者（以下「学校長等」という。）に委任する旨の委任状（様式第８―１号）の提出があった場合は、学校長等に対し給付金を支給することができる。

（給付金の支給決定の取消等）

第１０条 知事は、保護者等が偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けていたことが判明した場合は、支給決定を取り消すものとする。

２ 前項の規定により、支給決定を取り消された保護者等は、知事が指定する期日までに、別に指示する方法により支給された給付金の全額を返還しなければならない。

（雑則）

第１１条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２６年６月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年６月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年６月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年６月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月7日から施行し、令和2年6月5日から適用する。
(オンライン学習の通信費に係る特例)
- 2 令和2年度に限り、オンライン学習の通信費として、第4条第1項第3号イからオまでに掲げる世帯のいずれかに属する者に対し、それぞれ別紙に定める給付金の額に1人当たり年額10,000円(第5条第2項第2号に該当する場合は、月額1,000円(令和2年6月から令和3年3月の10月間に限る。))を加えた額を支給する。
- 3 保護者等が前項の規定による支給を受けようとする場合は、知事が別に定める日までに、オンライン学習の通信費に係る追加支給申請書(第10号様式)を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月25日から施行する。
(上乗せ支給に係る特例)
- 2 令和2年度に限り、支援が必要と考えられる教育費分の単価増として、次の各号に掲げる区分に応じ、別紙に定める給付金の額にそれぞれ当該各号に定める金額(1人当たりの年額とする。)を加えた金額を支給する。
 - 一 通信制以外の高等学校等に通う高校生等であって、第4条第1項第3号イ又はエに掲げる世帯に属する者 26,100円
 - 二 通信制以外の高等学校等に通う高校生等であって、第4条第1項第3号ウ又はオに掲げる世帯に属する者 12,000円
 - 三 通信制の高等学校等に通う高校生等であって、第4条第1項第3号イからオまでに掲げる世帯のいずれかに属する者 12,000円

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１月２６日から施行し、令和６年１月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、令和７年５月２日から施行し、改正規定は、令和７年４月１日から適用する。
- ２ この要綱の施行前に支給の決定がなされた給付金については、なお従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、令和８年６月１１日から施行し、改正規定は、令和８年４月１日から適用する。
- ２ この要綱の施行前に支給の決定がなされた給付金については、なお従前の例による。

別紙

世帯の区分	高等学校等の区分		年額 (1人あたり)
1 第4条第1項第3号 のアの(ア)又はイの (ア)に掲げる世帯	国公立の高等学 校等	通信制以外	32,300 円
		通信制	
	私立の高等学校 等	通信制以外	52,600 円
		通信制	
2 第4条第1項第3号 のアの(イ)若しくは(オ) 又はイの(イ)若しくは (ウ)に掲げる世帯	国公立の高等学 校等	通信制以外	143,700 円
		通信制	50,500 円
	私立の高等学校 等	通信制以外	152,000 円
		通信制	52,100 円
3 第4条第1項第3号 のアの(ウ)又は(オ) に掲げる世帯	国公立の高等学 校等	通信制以外	47,900 円
		通信制	16,830 円
	私立の高等学校 等	通信制以外	50,670 円
		通信制	17,370 円
4 第4条第1項第3号 のアの(エ)又は(オ) に掲げる世帯	国公立の高等学 校等	通信制以外	35,930 円
		通信制	12,630 円
	私立の高等学校 等	通信制以外	38,000 円
		通信制	13,030 円

備 考

- 1 この表に掲げる国公立の高等学校等は、次のとおりとする。
 - (1) 国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を含む。）が設置する高等学校等
 - (2) 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体が設置する高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年までに限る。）
 - (3) 地方公共団体が設置する専修学校
- 2 私立の高等学校等は、1 に規定する者以外の者が設置する高等学校等とする。